

1 方針策定の趣旨

この「東近江市地域包括支援センター運営方針」は、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の方針等を明確にするとともに、センター業務の円滑かつ効果的な実施に資することを目的に策定します。

2 センターの意義・目的

東近江市は、第9期東近江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本目標である、「地域包括ケアシステムの推進により、誰もが生きがいを持ち、共に支え合いながら、安心して暮らし続けることができるまちをつくる」の実現を目指すための中心的役割を果たす機関としてセンターを設置します。

センターの設置責任主体は東近江市であることから、東近江市はセンターの設置目的を達成するための体制整備等に努め、地域の関係機関との連携体制の構築など重点的な取組方針について、東近江市とセンターが共通認識のもと、連携して適正な運営に努めます。

東近江市が設置する地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という）は、センターの運営に関する事項について協議する機関として役割を発揮することにより、保険者の適切な意思決定に関与し、適切、公正かつ中立なセンターの運営を確保するものとします。

3 基本方針

高齢者の保健・医療・福祉や暮らしの環境等の変化に対応し、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けることができるまちをつくるために、地域包括ケアシステムの推進が必要となります。更に、高齢者が介護サービスや保健・医療・福祉サービス等を適切に利用できるよう、医療機関、介護サービス事業者、民生委員児童委員、暮らしを支える事業者や関係者と連携し、高齢者の暮らしを支えるネットワークの構築を推進していきます。

センターに配置された3職種（社会福祉士その他これに準ずる者、保健師その他これに準ずる者、主任介護支援専門員その他これに準ずる者）（[介護保険法施行規則第140条の66台1号イ](#)）はそれぞれの専門性を発揮するとともに、関係機関と連携しながら、個人や地域の課題を把握するとともに、チームアプローチにより、課題の解決や活動の推進に努めます。

また、地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、基本業務について各地域包括支援センターと連携を図りながら、地域包括ケアの推進に取り組みます。

基本業務

- ① 総合相談支援業務
- ② 権利擁護業務
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務
- ④ 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務
- ⑤ 認知症施策推進業務
- ⑥ 在宅医療・介護連携業務
- ⑦ 地域ケア会議

4 各業務の実施方針

(1) 総合相談支援業務

ア 総合相談支援の実施

高齢者本人や家族、地域のネットワーク等を通じた様々な相談については、初期段階の相談から継続的・専門的な相談に対応できる体制で取り組みます。具体的には寄せられた多様な相談の内容や実態把握をもとに、専門性、継続性、又は緊急性があるかどうかの判断を行い、相談内容に即したサービスや制度に関する情報提供や関係機関への紹介などにより、高齢者やその家族が自ら解決できるように支援を行います。また、継続的、専門的な相談が必要な場合は、適切なサービスや制度につなぐなど継続的な支援を行います。各地域包括支援センターが対応困難な相談事例については、日頃から連携体制を構築し、必要に応じて助言や指導及び同行訪問等後方支援を行います。

イ ネットワークの構築

センターに寄せられる相談はもとより、地域に出向く活動の中から支援を必要とする高齢者を早期に見出し、適切な支援につなぐとともに、継続的な相談支援や見守りにより更なる問題の発生を防止するために、地域におけるネットワークの構築を図ります。そのために、日ごろから地域の関係機関やインフォーマルサービスなど社会資源の情報収集を進めるとともに、信頼のおける関係を作り、情報・相談が寄せられやすい、身近なセンター作りに努めます。

(2) 権利擁護業務

ア 高齢者虐待の対応

介護支援専門員や介護サービス事業所、医療機関などの関係者、また民生委員児童委員などの地域の関係者などからのさまざまな相談の中から、高齢者の権利侵害を見落とさないよう情報を共有し、早期発見に努めます。また、虐待事例については、その現状から深刻な事態に陥らないよう問題解決を図るとともに、高齢者虐待対応マニュアルに基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、関係部局とも連携を図り適切な対応を行います。各地域包括支援センターが対応する虐待事案について、コアメンバー会議や虐待対応経過会議で虐待の判断や対応方針の決定を行うとともに対応経過や進捗状況を管理します。

イ 高齢者虐待の防止・啓発

地域の高齢者や民生委員児童委員等の地域の関係者が集まる場に出向き、啓発活動や相談窓口の周知を行います。また、介護サービス事業所へ対して、高齢者虐待防止の啓発を行います。

ウ 高齢者の権利擁護にかかる制度の周知と利用支援

認知症の人や独居高齢者、高齢者のみの世帯の増加など、自分では権利を守ることの困難な高齢者に対し、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の制度を周知するとともに積極的に活用できるよう支援します。

エ 消費者被害の防止

高齢者の消費者被害について関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援するとともに、消費者被害にあった高齢者には関係機関を紹介し、消費者被害の解決に向け支援します。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

ア 地域における包括的・継続的ケアマネジメントの構築

地域における包括的・継続的なケアを実施するため、介護支援専門員や医療機関等の関係機関とのネットワークを構築し連携を支援します。また、介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を推進します。

イ 介護支援専門員に対する支援

介護支援専門員の個別相談に関して、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行います。また、介護支援専門員が受け持っている支援困難事例について、介護支援専門員が問題解決に対処できるよう、センターの各専門職や関係機関との連携による多面的な後方支援を行います。

ウ 介護支援専門員のネットワークづくり

介護支援専門員の研修会や事例検討会を行い、介護支援専門員同士の情報交換の機会を設けるとともに、介護支援専門員自らが地域の関係者や関係機関とネットワークを構築できるよう、関係づくりを支援します。

(4) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務

高齢者がどのような生活をしたいかという具体的な日常生活上の目標を明確にし、対象者の意欲を引き出し、自主的に取組みを行えるように支援します。また、ケアマネジメント実施については、積極的に地域の様々な社会資源を活用し、対象者が地域において、いきがいや役割を持ち、活動性が高められるよう努めます。なお、居宅介護支援事業所に委託している要支援認定者等のケアマネジメントについては、介護支援専門員からの報告・相談を受けながら、介護支援専門員の作成したケアプランを元にサービス担当者会議等で自立支援を促すケアプランの共有を行っていきます。

(5) 認知症施策推進業務

センターに配置された認知症地域支援推進員を中心に、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために、認知症に関する正しい知識の普及やネットワークの構築に向け、地域の中で活動します。

ア 認知症の正しい理解に関する普及・啓発

地域住民や関係機関等が認知症の人やその家族を地域の中で支え、関係機関との見守り体制を構築するために、認知症に対する正しい知識の普及を行います。また、認知症キャラバン・メイトと連携・協力し、認知症サポーター養成講座で認知症の正しい理解や認知症の方への接し方を伝え、地域で認知症の方を見守ることを啓発します。

イ 認知症の人やその家族への支援

認知症の進行状況にあわせ、適切なサービスが提供されるよう東近江市の作成する認知症ケアパスを周知します。また、センターの相談窓口や「ものわすれ相談室」の周知を行い、相談に対しては認知症初期集中支援チームとセンターの各専門職が協力して、受診の支援や適切なアドバイス、家族への相談援助などの支援を行います。

地域見守り体制の構築に向けては、地域密着型事業所等と協働し、認知症高齢者が地域の中で安心して暮らせるネットワークづくりや、認知症の人やその家族が気軽に立ち寄り・相談できる場所づくり（認知症カフェなど）の支援を行います。

ウ 関係機関との連携

認知症の人やその家族が抱える多様な問題を解決するために、医療機関等の関係機関との連携・協力体制構築のための取組を行います。

(6) 在宅医療・介護連携業務

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療機関や介護サービス提供事業所とともに保健・医療・介護サービスの適切な活用に向けた支援や、市民の意識の醸成に向けた啓発を行っていきます。

ア 関係機関との連携

多職種による情報交換会や研修会に参加し、高齢者が人生の最期まで住み慣れた地域で暮らし続けるよう課題解決に向けた医療・介護の連携に努めます。

イ 市民に向けた啓発

高齢者が介護や支援が必要になったときに、家族や周囲の支援者が高齢者の意思に寄り添いながら支援することに役立てる「みらいノート」を通じて、高齢者自身が自ら望む医療処置や介護サービスの利用について、選択や意思表示の準備が必要であることを啓発します。

(7) 地域ケア会議

今後、高齢者のひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯、要介護者や認知症高齢者など、支援を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、医療と介護そして地域が連携して高齢者を支援していく体制づくりが重要です。その実現のため、以下のとおり地域ケア会議を進めていきます。

ア 地域ケア個別会議の開催

個別事例の検討を通して、高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活が継続できるよう、専門職や地域の支援者が協力して個別課題の解決や自立支援に向けた協議をする場として地域ケア個別会議を開催します。

イ 地域ケア推進会議の開催

個別事例や地域課題を専門職及び地域の関係者が検討し、地域課題の抽出や課題解決に向けた取組を協議する場として地域ケア推進会議を開催します。さらに、地域の暮らしの課題を検討する関係者とも連携をとりながら、地域包括ケア推進に向けた検討を実施していきます。

ウ 運営協議会への報告

地域ケア個別会議や地域ケア推進会議を通じて把握された地域課題について運営協議会で報告を行います。

5 個人情報の保護と公正、公平、中立性の確保

(1) 個人情報の保護

センターの職員は、介護保険法第115条の46第6項の規定により、正当な理由なく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしません。

相談支援に必要な個人情報については、市が管理する地域包括支援センターシステムにより管理します。センターの高齢者等の情報はパスワードによって管理するとともに、台帳類は鍵のかかるロッカーに保管し、センター職員以外が取り扱うことができないように管理体制を整えます。個人情報並びにシステムの取扱いに当たっては、東近江市個人情報保護条例（平成30年東近江市条例第1号）を遵守します。

(2) 公平・公正、中立性の確保

センターは、東近江市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」であることから、公正で中立性の高い事業運営を行います。また、センターの運営が適切に行われているかを自己点検するとともに、結果を運営協議会へ報告し適切な運営が行われるよう協議してもらいます。

6 その他

(1) 地域包括支援センターの周知活動

地域包括支援センターが高齢者の身近な総合相談窓口として利用されるためには、より多くの市民に知ってもらう必要があります。また、様々な関係者がセンターの役割を知り、市民に相談窓口として紹介してもらう必要があります。そのためには、地域の関係機関へ積極的に向き、センターの役割を知らせる機会を設けることや、地域の幅広い年代の人が集まる様々な機会を捉えて周知活動を行います。

(2) センター職員のスキルアップ

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口であることから、相談技術をはじめ、高齢者の自立支援を促すケアマネジメントに関する知識、高齢者の見守りができるよう地域全体をマネジメントしていく技術など、必要な知識や技術を習得するための研修などに積極的に参加し、学んだ内容を職員間で共有し、常に全体のスキルアップに努めます。